

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（案） 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第1 1～1116（略） <u>1117</u> <u>ヘパリン使用血管用ステントグラフト</u> <u>1118</u> <u>ヘパリン使用中心循環系ステントグラフト</u> <u>1119</u> <u>輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ</u> <u>1120</u> <u>電気刺激治療装置用パラメータ選択プログラム</u>	別表第1 1～1116（略） （新設） （新設） （新設） （新設）